

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度              自 平成24年4月1日  
(第8期)              至 平成25年3月31日

阪神高速道路株式会社

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

(E04372)

## 目次

頁

### 表紙

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	7
5	【従業員の状況】	9
第2	【事業の状況】	10
1	【業績等の概要】	10
2	【生産、受注及び販売の状況】	13
3	【対処すべき課題】	13
4	【事業等のリスク】	14
5	【経営上の重要な契約等】	20
6	【研究開発活動】	21
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
第3	【設備の状況】	24
1	【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	24
2	【道路資産】	27
第4	【提出会社の状況】	30
1	【株式等の状況】	30
2	【自己株式の取得等の状況】	32
3	【配当政策】	32
4	【株価の推移】	32
5	【役員の状況】	33
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	36
第5	【経理の状況】	41
1	【連結財務諸表等】	42
(1)	【連結財務諸表】	42
(2)	【その他】	86
2	【財務諸表等】	87
(1)	【財務諸表】	87
(2)	【主な資産及び負債の内容】	112
(3)	【その他】	115
第6	【提出会社の株式事務の概要】	116
第7	【提出会社の参考情報】	117
1	【提出会社の親会社等の情報】	117
2	【その他の参考情報】	117
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	118
第1	【保証会社情報】	118
第2	【保証会社以外の会社の情報】	118
第3	【指数等の情報】	121

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【事業年度】	第8期(自 平成24年4月1日至 平成25年3月31日)
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山澤 俱和
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠藤 博人
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠藤 博人
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
営業収益（百万円）	222,419	178,233	250,778	236,846	236,405
経常利益（百万円）	4,743	5,238	4,523	3,524	3,155
当期純利益（百万円）	3,604	3,047	4,368	1,182	1,727
包括利益（百万円）	—	—	4,267	1,159	1,731
純資産額（百万円）	31,442	34,389	36,878	38,038	39,770
総資産額（百万円）	272,374	317,211	299,978	266,813	330,571
1株当たり純資産額（円）	1,471.81	1,625.12	1,843.94	1,901.93	1,988.51
1株当たり当期純利益金額（円）	180.24	152.39	218.41	59.13	86.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	10.8	10.2	12.3	14.3	12.0
自己資本利益率（%）	13.0	9.8	12.6	3.2	4.4
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△16,009	△25,674	49,594	△13,414	△12,863
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△4,244	△8,248	△3,799	△6,037	△5,593
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	15,401	42,137	△39,323	△11,027	44,195
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	29,768	37,983	44,453	13,974	39,713
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	2,326 [1,008]	1,903 [1,427]	2,004 [1,505]	2,039 [1,567]	2,100 [1,517]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
営業収益（百万円）	220,729	176,520	248,500	233,094	232,776
経常利益（百万円）	3,730	3,538	3,207	2,271	2,054
当期純利益（百万円）	3,117	1,889	1,734	1,330	1,095
資本金（百万円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額（百万円）	28,052	29,942	31,676	33,007	34,103
総資産額（百万円）	265,632	309,703	290,964	259,629	323,579
1株当たり純資産額（円）	1,402.60	1,497.10	1,583.83	1,650.38	1,705.15
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	155.86	94.50	86.73	66.55	54.77
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	10.6	9.7	10.9	12.7	10.5
自己資本利益率（%）	11.8	6.5	5.6	4.1	3.3
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
配当性向（%）	—	—	—	—	—
従業員数（人） 〔外、平均臨時雇用人員〕	761 [177]	739 [172]	726 [164]	701 [170]	688 [179]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔　　〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

## 2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年 月	事 項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス㈱を株式取得により連結子会社化
平成18年1月	阪神高速サービス㈱が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術㈱を株式取得により連結子会社化
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）を締結
平成19年4月	高速道路における交通管理業務を総括的に実施させるため、㈱阪神パトロールを株式取得により連結子会社化し、阪神高速パトロール㈱に商号変更
平成19年12月	高速道路における料金収受業務を総括的に実施させるため、阪神高速トール大阪㈱（連結子会社）及び阪神高速トール神戸㈱（連結子会社）を設立
平成20年4月	阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱高速道路開発の株式取得により、㈱高速道路開発を連結子会社化
平成20年4月	阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による(㈱エイチエイチエス及び)㈱コーベックスの株式取得により、(㈱エイチエイチエス及び)㈱コーベックスを連結子会社化
平成21年2月	阪神高速技術㈱の(㈱ハイウェイ技研（平成21年4月に阪神高速技研㈱に商号変更。）に対する議決権比率が過半数となったことにより、(㈱ハイウェイ技研を連結子会社化
平成21年3月	㈱高速道路開発が、(㈱エイチエイチエスを吸収合併 上記の協定を一部変更
平成22年3月	㈱高速道路開発が、(㈱コーベックスを吸収合併
平成23年6月	上記の協定を一部変更
平成24年6月	上記の協定を一部変更
平成25年3月	上記の協定を一部変更

### 3 【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社8社及び関連会社6社（平成25年3月31日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他の3部門に關係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

#### (1) 高速道路事業

高速道路事業においては、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、大阪市、神戸市及び京都市等の区域の高速道路（注1）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

なお、高速道路の公共性に鑑み道路利用者より收受する料金には、利潤を含めないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられることとなります。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

事業の内容	会社名
保全点検・維持修繕業務	(連結子会社) 阪神高速技術㈱、阪神高速技研㈱  (持分法適用関連会社) ㈱情報技術、㈱テクノ阪神、内外構造㈱、㈱ハイウェイ管制 阪神施設工業㈱、阪神施設調査㈱
料金収受業務	(連結子会社) 阪神高速トール大阪㈱、阪神高速トール神戸㈱
交通管理業務	(連結子会社) 阪神高速パトロール㈱
その他業務（注2）	(連結子会社) 阪神高速サービス㈱、㈱高速道路開発

(注) 1. 高速道路株式会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。

2. E T C関連事業等であります。

#### (2) 受託事業

受託事業においては、当社は国、地方公共団体等が実施する道路の新設、改築、維持及び修繕その他の事業で、当社において一体として実施することが経済性、効率性等から適當と認められたものについて、国、地方公共団体等からの委託に基づき事業を実施しております。

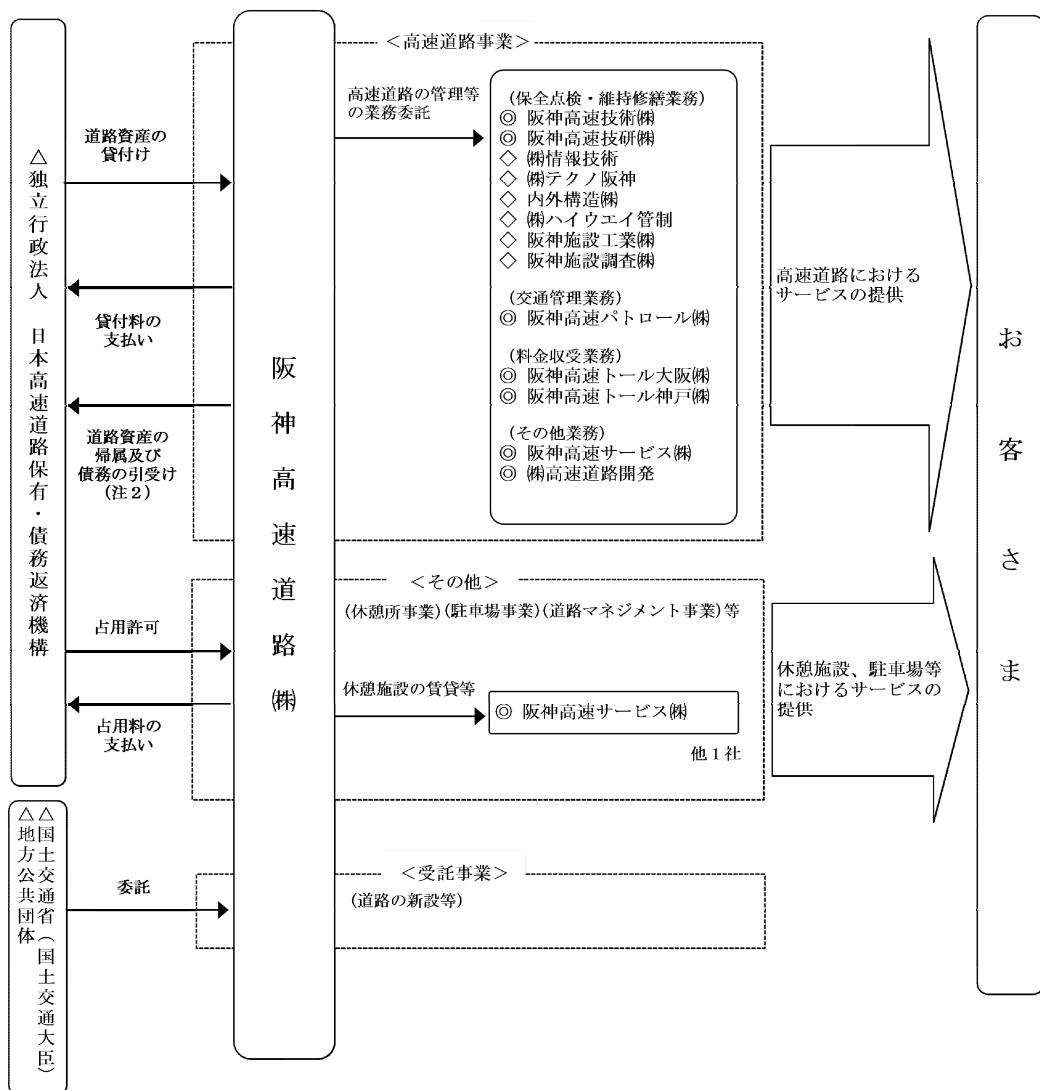
#### (3) その他

他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、道路マネジメント等に係る事業を行っております。

休憩所事業については、当社の管理するパーキングエリア（以下「PA」といいます。）のうち、レストラン・売店が設置されている6箇所において、当社が連結子会社である阪神高速サービス㈱に店舗部分を賃貸し、同社が営業・管理することにより運営しております。また、駐車場事業については、当社が機構から占用許可を受けている高架下等において、阪神高速サービス㈱が営業・管理することにより、運営しております。さらに、道路マネジメント事業については、大阪市の大阪港咲洲トンネルや奈良県道路公社の第二阪奈有料道路等の維持管理を実施し

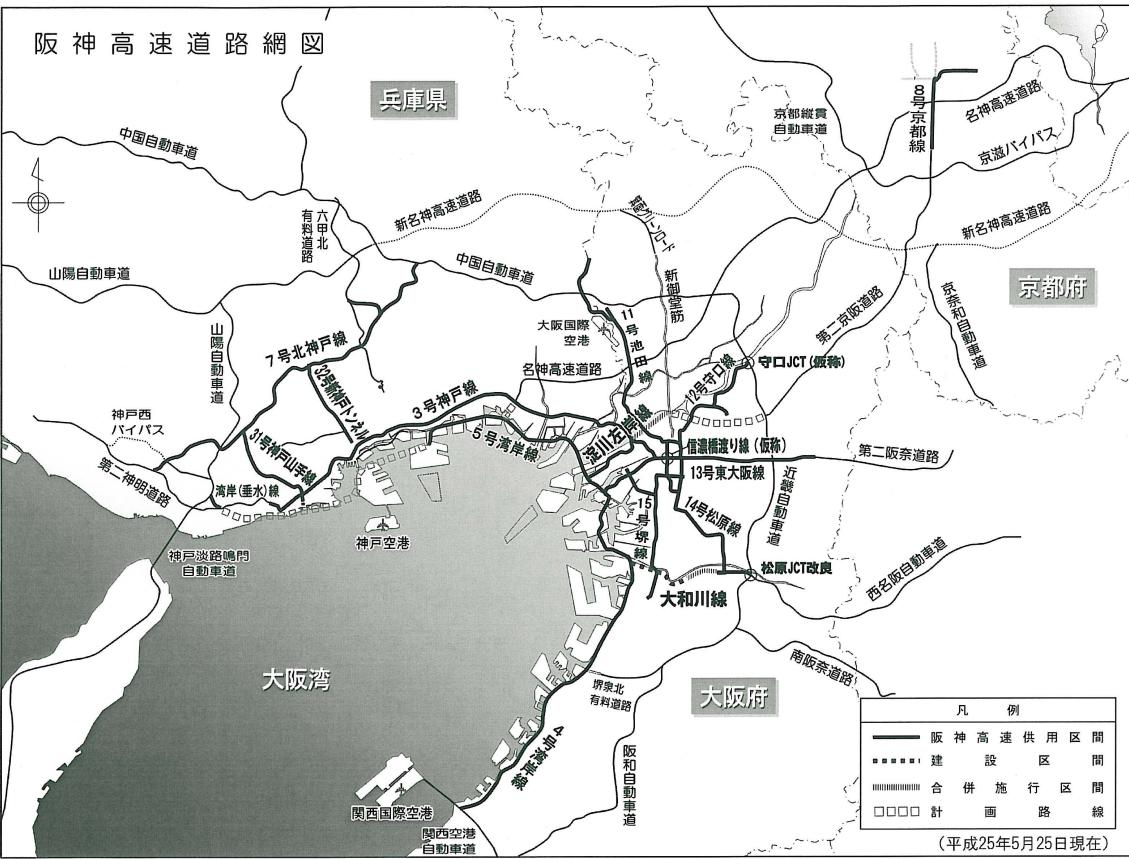
ております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. ○は連結子会社、◇は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。

2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機関が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。



(注) 合併施行とは、府・県・市などの道路管理者と会社が共同で事業を実施する仕組みであります。当社では平成18年度から新たに認められた制度です。

#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
阪神高速サービス株	大阪市 西区	40	高速道路事業 その他	100.0	休憩施設及び駐車場施設の運営並びに、 E T C関連業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 2名 当社従業員 2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速技術株	大阪市 西区	80	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の保全点検・維持修繕業務 を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 1名 当社従業員 3名 設備の賃貸借 なし
阪神高速パトロール株	大阪市 西区	10	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の交通管理業務を実施して おります。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 4名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール大阪株	大阪市 西区	50	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の料金収受業務を実施して おります（大阪・京都地区）。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 4名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール神戸株	神戸市 中央区	50	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の料金収受業務を実施して おります（兵庫地区）。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 5名 設備の賃貸借 なし
阪神高速技研株	大阪市 西区	30	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の調査、設計、積算等業務 を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 1名 設備の賃貸借 なし
株高速道路開発	大阪市 西区	50	高速道路事業 その他	100.0 (33.4)	E T C活用事業等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 1名 当社従業員 2名 設備の賃貸借 あり

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 連結子会社のうち、特定子会社に該当するものはありません。

3. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(2) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
株情報技術	大阪市 西区	20	高速道路事業	18.0 (18.0) [14.9]	阪神高速道路のシステムに係る運用管理等業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
株テクノ阪神	大阪市 西区	20	高速道路事業	13.4 (13.4) [6.7]	阪神高速道路の機械設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
内外構造株	大阪市 中央区	21	高速道路事業	13.8 (13.8) [6.9]	阪神高速道路の構造物に係る保全点検業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
株ハイウェイ管制	大阪市 西区	40	高速道路事業	11.3 (11.3) [8.8]	阪神高速道路の電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております（大阪・京都地区）。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
阪神施設工業株	大阪市 港区	36	高速道路事業	4.7 (4.7) [15.5]	阪神高速道路の電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております（兵庫地区）。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
阪神施設調査株	大阪市 西区	20	高速道路事業	20.8 (20.8)	阪神高速道路の建物に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

3. 議決権の所有割合の[ ]内は、緊密な者の所有割合で外数となっております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,855
受託事業	[1,357]
その他	75 [118]
全社（共通）	170 [42]
計	2,100 [1,517]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。  
 2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
688 [179]	43.0	17.6	8,063,555

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	506
受託事業	[129]
その他	12 [8]
全社（共通）	170 [42]
計	688 [179]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。  
 2. 平均勤続年数は、阪神公団における勤続年数を含んでおります。  
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 4. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

### (3) 労働組合の状況

当社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、当初、東日本大震災の復興需要等を背景として緩やかに回復しつつあつたものの、夏場以降は世界景気の減速等の影響を受け、徐々に弱い動きとなりました。しかし、冬場以降、円高のは是正・デフレからの早期脱却に向けた経済対策・金融政策等の効果を背景として、一部に弱さが残るものを持直しの動きがみられる状況となりました。関西経済についても、なお弱めながらも、持ち直しに向けた動きが徐々に広がりつつあります。

このような経営環境の中、阪神高速グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念の下、「安全・安心・快適なネットワーク」を通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に努めて参りました。

高速道路事業におきましては、関西都市圏の交通の大動脈である阪神高速道路ネットワークを24時間365日体制でお客さまに提供するとともに、平成24年10月1日には、新神戸トンネル有料道路の管理を神戸市道路公社から引き継ぎ、阪神高速道路ネットワークに組み入れ、お客さまの利便性の更なる向上に努めて参りました。また、11月には「阪神高速道路の長期維持管理及び更新に関する技術検討委員会」を当社に設置し、阪神高速道路を将来にわたって健全な状態で管理していくための長期的な視点での維持管理の在り方について、技術的な検討を開始しました。

その他の事業におきましても、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等について引き続き実施しました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は236,405百万円（前年同期比0.2%減）、営業利益は2,520百万円（同7.4%減）、経常利益は3,155百万円（同10.5%減）、当期純利益は1,727百万円（同46.1%増）となりました。

セグメント別の業績につきましては、次のとおりです。

#### （高速道路事業）

高速道路事業では、平成24年1月に移行した「距離料金」のお客さまへの周知徹底を図るとともに、現金でご利用のお客さまが円滑に距離料金に移行できるよう、「ETC車載器購入キャンペーン」を継続的に実施し、また、企画割引「阪神高速ETC乗り放題パス（『2012 SUMMER』、『2012 AUTUMN』等）」を販売する等、ETCの普及・利用促進策を積極的に実施しました。さらに、平成24年3月に策定しました「阪神高速道路株式会社経営改善計画」に基づき、グループ経営の一層の効率化等により更なるコスト縮減を達成し、そのコスト縮減の成果を活用したお客さまサービス向上に係る施策を実施するとともに、グループ会社への業務発注について、競争性・透明性を向上させて参りました。併せて、「安全・安心・快適」な道路サービスを引き続き提供するため、3号神戸線（月見山～湊川間）及び13号東大阪線において大規模補修工事を行いました。

高速道路通行台数は、一日当たり約72万台（前事業年度比0.5%減）とやや減少傾向となりましたが、料金収入は割引施策の変更等により、170,404百万円（同2.2%増）となりました。

注）前事業年度の4月～12月においては、料金毎に通行台数を計上していましたが、距離料金移行後は、料金圈を廃止したことから、阪神高速道路利用1回毎に通行台数を計上する方法としています。このため、距離料金移行前の通行台数についても同様の計上方法となるよう換算した数値を用いています。なお、換算後の前事業年度の通行台数は、約73万台／日です。

高速道路の建設につきましては、阪神高速6号大和川線（三宅西～三宅中）が平成25年3月21日に開通しました。また、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線や大和川線（三宝JCT～三宅西）の整備を推進するとともに、守口JCT（仮称）、松原JCT改良及び西船場JCT（信濃橋渡り線（仮称））の整備促進に努めて参りました。

この結果、高速道路事業の営業収益は222,727百万円（前年同期比2.7%増）となりました。一方、営業費用については、協定に基づく機構への貸付料（注）支払いや管理費用等により、220,572百万円（前年同期比3.0%増）となり、営業利益は2,154百万円（同19.0%減）となりました。なお、守口JCT（仮称）の道路資産完成原価が完成高を上回ることが見込まれるため、その差額1,320百万円を仕掛道路損失引当金として計上しています。

注）「協定に基づく機構への貸付料」は、機構との協定に基づく変動貸付料制により、阪神圏は実績収入が協定に定める計画収入の1%に相当する金額を加えた金額を上回ったことに伴い1,981百万円増額となり、京都圏は実績収入が協定に定める計画収入の1%に相当する金額を減じた金額を下回ったことに伴い3,224百万円減額となりました。

#### (受託事業)

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線に係る工事を始めとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等、経済性・効率性等の観点から当社グループが一体的に実施することが適当と認められる事業を受託しました。この結果、受託事業の営業収益は9,398百万円（前年同期比40.2%減）、営業費用は9,420百万円（同39.9%減）となり、営業損失は21百万円（前年同期は営業利益42百万円）となりました。

#### (その他)

その他の事業につきましては、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業、国際コンサルティング事業等を展開してきました。道路マネジメント事業に関しましては、平成21年から実施している大阪港咲洲トンネル等について事業者側から引き続き高評価を得ているほか、新たに第二阪奈有料道路に係る維持管理の包括マネジメントを受託しました。

この結果、その他の事業の営業収益は4,563百万円（前年同期比1.6%減）となりました。一方、営業費用は4,176百万円（同9.6%減）となり、営業利益は386百万円（同1,931.6%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益3,269百万円に加えて減価償却費6,699百万円、仕入債務の増加額12,835百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加額39,928百万円、法人税等の支払額1,618百万円などがあったことにより、12,863百万円（前年同期比550百万円の減少）の資金流出となりました。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として料金収受機械及びETC装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出7,102百万円などがあったことにより、5,593百万円（前年同期比444百万円の減少）の資金流出となりました。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出40,506百万円及び道路建設関係社債償還による支出15,000百万円などがあったものの、金融機関等からの長期借入れによる収入65,170百万円及び道路建設関係社債発行による収入35,000百万円の資金調達を実施したことなどにより、44,195百万円の資金流入（前年同期は11,027百万円の資金流出）となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に連結損益計算書に計上される営業収益（道路資産完成高）は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係社債・長期借入金が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下「機構法」といいます。）第15条第1項の規定に基づき機構に債務引き受けされることにより回収されることになります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、連結キャッシュ・フロー計算書上、当該営業収益（道路資産完成高）は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係社債・長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、39,713百万円（前年同期比25,738百万円の増加）となりました。

## (参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分		金額（百万円）	
I 営業収益			
1. 料金収入	170,404		
2. 道路資産完成高	51,566		
3. その他の売上高	22	221,993	
II 営業外収益			
1. 受取利息	8		
2. 有価証券利息	12		
3. 受取配当金	188		
4. 土地物件貸付料	26		
5. 寄付金収入	15		
6. 原因者負担収入	10		
7. 雑収入	24	287	
III 特別利益			
1. 固定資産売却益	47	47	
高速道路事業営業収益等合計			222,327

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3 【対処すべき課題】

企業理念である「先進の道路サービスへ」の実現に向けて、平成25年度は“視点を新たに「安全・安心」！”を阪神高速グループスローガンに掲げ、「安全・安心・快適な道路ネットワーク」の提供に取り組んで参ります。

具体的な取組の内容は、次のとおりです。

### <「安全・安心・快適」の更なる追求>

中央自動車道笹子トンネルの事故を受けて、お客さまの安全性を確保するため、平成24年度補正予算（緊急経済対策）の一環として位置付けられた緊急修繕を実施します。また、点検手法の見直し等更なる安全性向上を図ります。さらに、「阪神高速道路の長期維持管理及び更新に関する技術検討委員会」からの提言を踏まえた対応を進め、これらの対策等により「安全・安心・快適」を更に追求して参ります。また、津波等の災害対策の強化に引き続き努めるとともに、「安全・安心」に密接に関わる保全点検、維持修繕や交通安全対策を効率的に実施すること等により、お客さまサービスや管理業務全般の質の向上を目指します。

### <ミッシングリンク解消に向けたネットワーク整備>

淀川左岸線（島屋～海老江JCT）につきましては、平成25年5月25日に供用しました。残る淀川左岸線（海老江JCT～豊崎）及び大和川線（三宝JCT～三宅西）について適切な工程管理の下、着実に整備促進するとともに、守口JCT（仮称）、松原JCT改良及び西船場JCT（信濃橋渡り線（仮称））についても事業を推進します。

また、淀川左岸線延伸部や大阪湾岸道路西伸部等については、国や関係地方公共団体と緊密な連携をとり、都市計画や整備のあり方に関する議論に積極的に参画します。

### <平成26年度以降の魅力的で利用しやすい料金の実現>

平成26年度以降の阪神圏の魅力的で利用しやすい料金については、「阪神圏の新たな料金体系に関する検討会（国と地方の検討会）」において、当社としての役割を積極的に果たすとともに、その結果を踏まえ適切に対応します。

### <経営改善計画の継続的な実施>

阪神高速道路株式会社経営改善計画については引き続き実施し、「安全・安心」の確保に必要な管理水準を確保しつつコスト縮減を図るとともに、その成果を活用したキャンペーンの実施等により、お客さまサービスの向上に努めて参ります。

### <当社の技術・人材を活用した新たなチャレンジ>

休憩所事業、駐車場事業等を着実に推進するとともに、道路マネジメント事業の拡大を図り、土地利活用事業等様々な関連事業を推進して参ります。また、高速道路や橋梁の建設・管理に係る国際コンサルティング事業の更なる展開を図ります。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 1. 民営化について

#### (1) 当社を取り巻く関係法令の状況

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

#### (2) 高速道路株式会社法

##### ① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定されております。

##### ② 概要

###### (ア) 国土交通大臣の認可を必要とする事項

###### a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

###### b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

###### c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

###### d 事業計画（第10条）

高速道路会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更するときも同様です。

###### e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

###### f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

###### g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剩余金の配当その他の剩余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（当社、首都高速道路株、及び本州四国連絡高速道路株にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していかなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構と協定を締結したときは、国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

高速道路会社は許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

c 工事の廃止（第21条）

高速道路会社は許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 車両の通行方法の定め（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路会社は高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときは、この限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されています。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、当該工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。また、当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

#### (4) その他の関係法令

##### ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。

当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

##### ② 日本道路公团等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

#### (5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けこととなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与える事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

#### (1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（ウ）その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定しております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められています。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 他の連帶債務者の存在

当社及び機構はそれぞれ、阪神公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、連帶債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帶債務関係が生じることとなります。これらの連帶債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借り入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、休憩所等事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 9. 経済情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 10. コンピューターシステム

当社グループは、E T C 及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、P A、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、回数通行券は、偽造券流通の社会問題化により平成17年8月1日をもってその利用が終了しており、当社グループでは、販売済み回数通行券の払戻しのため回数通行券払戻引当金を計上しておりますが、当社の想定している金額を超えた払戻し額となった場合は、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合等、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規程に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなつたと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額を貸付料とするものとされております。

当社及び機構は、平成24年6月25日付で神戸市道路公社が管理していた新神戸トンネル有料道路の当社への移管に係る「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定」を締結し、工事の内容及び債務引受限度額並びに無利子貸付けの貸付計画を変更しております。また、当該変更については特措法第3条第6項の規定に基づき、平成24年6月29日付で国土交通大臣の許可を受けております。

さらに、平成24年9月30日には当社と神戸市道路公社とで新神戸トンネル有料道路の移管に係る「道路資産に関する売買契約書」及び「料金の徴収施設に関する売買契約書」を締結し、同年10月1日より阪神高速道路ネットワークに組み入れられました。

また、当社及び機構は、平成25年3月21日付で、平成24年度補正予算（緊急経済対策）の一環として位置付けられた緊急修繕の追加に係る「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定」を締結し、修繕等に係る債務引受限度額等を変更しております。また、当該変更については、特措法第3条第9項の規定に基づき、平成25年3月26日付で国土交通大臣宛届出を行っております。

なお、前連結会計年度までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりあります。

協定変更日 (届出日含む)	変更の内容
平成19年8月23日	京都市道高速道路1号線、及び2号線の完了年月日を変更（届出）
平成19年11月30日	大和川線都市計画変更に基づく遠里小野ランプ削除、及び鉄砲西ランプ追加
平成20年6月23日	京都市道高速道路2号線の完了年月日を変更（届出）
平成21年3月31日	「生活対策（平成20年10月30日）」等に基づく高速道路料金の引下げに必要となる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による一連の手続きとして、計画料金収入・貸付料を減額し（平成21～29年度まで）、料金の額及びその徴収期間を変更
平成22年9月27日	神戸市道高速道路2号線の完了年月日を変更（届出）
平成23年2月7日	京都市道高速道路1号線、及び2号線の完了年月日を変更（届出）
平成23年6月13日	「高速道路の当面の新たな料金割引について」（平成23年2月16日 国土交通省発表）及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による「高速道路利便増進事業に関する計画」（平成23年3月17日 国土交通大臣同意）を受けて、料金圏のない対距離制への移行等を反映した料金の額を変更し、改築に係る工事として信濃橋渡り線（仮称）の工事を追加。さらに、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る工事の内容及び債務引受限度額並びに無利子貸付けの貸付計画を変更。また、「新たな将来交通需要推計」（平成20年11月公表）を踏まえた推計交通量の見直し等を反映し、平成23年度以降の計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額を変更

## 6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる高速道路構造物の長寿命化、ライフサイクルコスト低減、走行安全性及び快適性の向上のための新技術の開発並びに近い将来の発生が想定されている東南海大地震に対する防災対策に取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、288百万円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しております、あるいはリスクを含んでいます。将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づき、また、第2期連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を收受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が收受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから、管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。（安全性確保のための所要の事業（緊急修繕）の一部については、これに要する費用について、機構による債務引受けの対象外として実施することとしております。なお、これにより形成された道路資産については、機構に帰属する道路資産として取り扱われます。）

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定することや、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなり、債務返済の履行については機構が主に行うこととなります。当該債務については、当社と機構が連帯して債務の弁済の責を負うものとされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

（注）平成26年3月に完成予定の守口JCT（仮称）において、工事に要する費用が債務引受限度額を超過し、損失が発生する見込みとなりました。そのため、当社は、当該損失見込額を仕掛道路損失引当金（後記「(2)重要な会計方針及び見積り ③仕掛道路損失引当金」をご参照下さい。）として計上しております。

#### (2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要があり、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

#### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流动資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けこととなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 回数券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ 仕掛道路損失引当金

当社グループは、将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

④ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

⑤ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で前年同期比0.2%減の236,405百万円となりました。高速道路事業については、通行台数は減少したものの、割引施策の変更等の影響もあり、料金収入は170,404百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高51,566百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は222,727百万円となり、受託事業については、大阪府道高速大和川線に係る工事受託等により9,398百万円、その他の事業については、4,563百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で前年同期比0.1%減の233,885百万円となりました。

その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い127,752百万円、道路資産完成原価52,886百万円、維持修繕費や管理業務費等の管理費用39,932百万円による高速道路事業営業費用220,572百万円、受託事業における受託事業営業費用9,420百万円、その他の事業の営業費用4,176百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当連結会計年度における営業利益は、前年同期比7.4%減の2,520百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、負ののれん償却額374百万円等により704百万円となりました。

また、当連結会計年度の営業外費用は、長期借入金等の支払利息51百万円等により68百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当連結会計年度における経常利益は、前年同期比10.5%減の3,155百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、固定資産売却益184百万円等の計上により204百万円、特別損失は固定資産除却費62百万円等の計上により90百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、前年同期比29.4%増の3,269百万円となりました。

⑤ 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は、法人税等1,542百万円を計上した結果、前年同期比46.1%増の1,727百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要

(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（普通社債）の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます

（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額7,205百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額6,241百万円の設備投資を行いました。

その他の事業については、当連結会計年度においては主に休憩所の改修等に総額239百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数のセグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度においては主に研修室の改修等に総額725百万円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度において減損損失27百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) ※7 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	資産の内容	売却時期	売却時帳簿価額 (百万円)
当社	大阪府吹田市	その他	建物 (1,512m <sup>2</sup> ) 土地 (2,526m <sup>2</sup> )	平成24年12月	349

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成25年3月31日

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積千m <sup>2</sup> )	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
中島集約料金所他 141箇所 (大阪市西淀川区他)	高速道路 事業	料金徵収 施設等	12,177	20,330	— (—)	—	558	72	33,140	506 <129>
朝潮橋P A他5箇所 (大阪市港区他)	その他	休憩施設	11	0	0 (0) [0]	—	0	0	11	12 <8>
塚本1丁目他 (大阪市淀川区他)	その他	賃貸用 敷地等	64	0	2,006 (14)	—	0	0	2,071	
本社他2事業所及び社 宅等 (大阪市中央区他)	全社	本社、管 理部庁舎 及び社宅 等	3,157	—	1,739 (41) [0]	63	517	298	5,777	170 <42>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は333百万円であります。なお、賃借してい  
る土地の面積については、〔 〕で外書きしております。
3. 有料駐車場等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は209百万円であります。なお、占  
用している土地の面積については、292千m<sup>2</sup>であります。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。
5. 臨時従業員数は、<>で外書きしております。
6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成25年3月31日

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積 千m <sup>2</sup> )	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
阪神高速サービス㈱	本店・神戸支店 (大阪市西区・神戸市中央区)	高速道路事業 その他	駐車場設備等	359	1	— (—)	53	32	21	467	45 <36>
阪神高速技術㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	車両等	396	21	— (—)	472	176	94	1,162	151 <132>
阪神高速パトロール㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	車両等	10	169	— (—)	—	—	15	195	265 <52>
阪神高速トール大阪㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	12	36	— (—)	4	4	16	74	607 <573>
阪神高速トール神戸㈱	本社 (神戸市中央区)	高速道路事業	本社内装等	7	11	— (—)	—	1	5	26	260 <392>
阪神高速技研㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	21	0	— (—)	14	23	59	119	66 <79>
㈱高速道路開発	本社 (大阪市西区)	高速道路事業 その他	土地等	8	0	427 (8)	—	0	2	439	18 <74>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 臨時従業員数は、<>で外書きしております。
4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設及び改修計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 営業中の料金所 他	大阪市	高速道路事業	料金徴収施設 等	5,340	—	借入金及び 自己資金	平成25年4月	平成26年3月
当社	豊中市	その他	賃貸住宅	1,442	—	自己資金	平成25年4月	平成26年3月

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記投資予定金額は、平成25事業年度の事業計画における事業用設備及び社用設備について、セグメントとして一括した計画額を記載しております。また、着手及び完了予定については、当該事業計画の対象期間を記載しております。

## 2 【道路資産】

### (1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額91,298百万円の仕掛け道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けこととなった道路資産は、総額51,566百万円であり、その内訳は下記のとおりあります。

路線・区間等	帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
大阪府道高速大阪池田線等に関する協定	平成24年6月	1,115
	平成24年9月	305
	平成24年12月	1,852
	平成25年3月	4,886
	神戸市道生田川箕谷線	35,065
京都市道高速道路1号線等に関する協定	神戸市長田区南駒栄町～ 神戸市長田区蓮池町（新設）	7,150
	松原市三宅西七丁目～ 松原市三宅中八丁目（新設）	1,077
	平成24年6月	89
修繕	平成24年9月	4
	平成25年3月	17
合計		51,566

(注) 1. 仕掛け道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。また、当連結会計年度に大阪府道高速大和川線の一部及び神戸市道生田川箕谷線が機構に帰属し、地域路線網に追加されております。

平成25年3月31日

区分	区分	年間賃借料（百万円）（注）
地域路線網	阪神圏	大阪府道高速大阪池田線
		大阪府道高速大阪守口線
		大阪府道高速大阪東大阪線
		大阪府道高速大阪松原線
		大阪府道高速大阪堺線
		大阪府道高速大阪西宮線
		大阪府道高速湾岸線
		大阪府道高速大和川線
		大阪市道高速道路森小路線
		大阪市道高速道路西大阪線
		大阪市道高速道路淀川左岸線
		兵庫県道高速大阪池田線
		兵庫県道高速神戸西宮線
		兵庫県道高速大阪西宮線
		兵庫県道高速湾岸線
		神戸市道高速道路2号線
	京都圏	兵庫県道高速北神戸線
		神戸市道高速道路北神戸線
		神戸市道高速道路湾岸線
		神戸市道生田川箕谷線
	京都圏	京都市道高速道路1号線
		京都市道高速道路2号線
合計		127,752

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の年間賃借料を記載しております。これらの年間賃借料は、上記の阪神圏及び京都圏それぞれの地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. 地域路線網の年間賃借料は、阪神圏については、「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」の規定により1,981百万円加算されており、京都圏については、「京都市道高速道路1号線等に関する協定」の規定により3,224百万円減算されております。
3. 年間賃借料には、当連結会計年度末までに機構に帰属し、当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。
4. 年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
大阪府道高速大和川線 (堺市堺区築港八幡町～大阪府松原市三宅西7丁目)	229,949	94,024 [−]	平成11年10月	平成27年3月
大阪府道高速大和川線 (大阪府松原市三宅西7丁目～同市三宅中8丁目)	1,647	37 [1,077]	平成24年7月	平成26年3月
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区島屋2丁目～同市同区高見1丁目)	132,203	88,359 [−]	昭和63年2月	平成28年3月
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区高見1丁目～同市北区豊崎6丁目)	8,516	71 [−]	昭和63年2月	平成33年3月
大阪府道高速大阪守口線(改築) (守口JCT(仮称)) (大阪府守口市大日町付近)	8,883	6,566 [−]	平成20年7月	平成26年3月
大阪府道高速大阪松原線(改築) (松原JCT改良) (大阪府松原市大堀付近)	8,529	3,137 [−]	平成20年7月	平成27年3月
阪神高速道路大阪地区(改築) (防災・安全対策工等)	37,271	4,078 [27,205]	平成18年4月	平成26年3月
阪神高速道路兵庫地区(改築) (防災・安全対策工等)	18,800	1,330 [14,132]	平成18年4月	平成26年3月
大阪府道高速大阪池田線(改築) (信濃橋渡り線(仮称)) (大阪市西区西本町～同市同区江戸堀)	14,889	817 [−]	平成23年11月	平成29年3月

- (注) 1. 高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
- 2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には仕掛道路資産にかかる建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
- 3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を [ ] で外書きしております。
- 4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に阪神公団が着手した時期を記載しているものがあります。
- 5. 完了予定期間は道路資産が機構に帰属する最終時期を表しており、完了予定期間に先駆けて順次機構に帰属することがあります。
- 6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、機構に帰属することとなる仕掛道路資産として、翌会計年度に33,275百万円を見込んでおります。

なお、災害発生時における災害復旧に要する費用については、協定上、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で3,390百万円と見込んでおります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数（株） (平成25年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内 容に制限のない標準 となる株式であり、 単元株式数は100株 であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減額 (株)	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	20,000,000	20,000,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、阪神公団は、民営化関係法施行法第6条の規定に基づき、平成17年10月1日に当社の設立に際して発行する株式の総数を引き受け、同法第7条及び第9条の規定に基づき、当社にその財産を出資しております。また、同公団が引き受けた株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、国及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	7	—	—	—	—	—	—	7	
所有株式数(単元)	199,995	—	—	—	—	—	—	199,995	
所有株式数の割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,999,500	199,995	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては、想定外の収入減少や管理費増大、自然災害の発生等に起因する将来の機構への賃借料の支払いリスクに対応するために、高速道路事業以外の事業につきましては、新規事業への投資等に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	—	森下 俊三	昭和20年4月8日生	昭和45年4月 日本電信電話公社入社 平成14年6月 東日本電信電話株式会社代表取締役副社長 平成14年6月 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社代表取締役社長 平成16年3月 西日本電信電話株式会社代表取締役社長 平成20年6月 同 取締役相談役 平成21年6月 大阪瓦斯株式会社社外取締役(現在) 平成22年6月 西日本電信電話株式会社相談役(現在) 平成24年6月 当社取締役会長(現在)	(注4)	—
代表取締役社長	—	山澤 健和	昭和22年11月26日生	昭和46年4月 京阪神急行電鉄株式会社入社 平成12年6月 阪急電鉄株式会社取締役(統括本部長) 平成14年4月 同 取締役 平成14年4月 株式会社第一阪急ホテルズ代表取締役社長 平成19年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役 平成24年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ代表取締役会長 平成24年6月 同 相談役(現在) 平成24年6月 当社代表取締役社長(現在)	(注4)	—
代表取締役専務取締役	執行役員	幸 和範	昭和22年11月15日生	昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成15年5月 同 工務部長 平成16年6月 同 審議役 平成17年10月 当社執行役員 平成18年6月 阪神高速サービス株式会社社外取締役(現在) 平成18年6月 阪神高速技術株式会社社外取締役(現在) 平成18年6月 当社常務取締役 平成21年4月 阪神高速技研株式会社社外取締役 平成24年6月 株式会社高速道路開発社外取締役(現在) 平成24年9月 当社代表取締役専務取締役(現在)	(注4)	—
常務取締役	執行役員 建設事業本部長	南部 隆秋	昭和23年10月23日生	昭和49年4月 建設省入省 平成13年7月 国土交通省道路局国道課長 平成15年1月 同 四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年9月 国土交通省大臣官房付 平成17年10月 当社常務取締役(現在) 平成23年9月 日本高速道路インターナショナル株式会社社外監査役(現在)	(注4)	—
常務取締役	執行役員	菅沼 孝治	昭和26年12月18日生	昭和49年4月 阪神高速道路公団入社 平成17年10月 当社総務人事部長 平成20年7月 阪神高速サービス株式会社専務取締役 平成22年9月 当社常務取締役(現在) 平成22年9月 阪神高速サービス株式会社取締役(現在) 平成22年9月 阪神高速パトロール株式会社社外取締役 平成22年9月 阪神高速トール大阪株式会社社外取締役 平成22年9月 阪神高速トール神戸株式会社社外取締役	(注4)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	執行役員	網谷 喜明	昭和27年 2月23日生	昭和50年 4月 兵庫県入庁 平成15年 4月 同 北播磨県民局企画調整部参事(三木市技監) 平成17年 4月 同 県土整備部土木局道路計画課長 平成19年 4月 同 中播磨県民局県土整備部長兼姫路土木事務所長 平成21年 4月 同 企業庁地域整備局長兼企画県民部参事 平成22年 4月 同 中播磨県民局長 平成23年 4月 当社執行役員 平成25年 6月 同 取締役(現在)	(注5)	—
取締役	執行役員	長谷川 新	昭和34年 9月10日生	昭和57年 4月 建設省入省 昭和63年 6月 同 近畿地方建設局道路部路政課長 平成13年 7月 都市基盤整備公団都市整備部都市整備企画課長 平成14年 8月 國土交通省河川局水政課水利調整室長 平成17年 8月 同 関東地方整備局建政部長 平成19年 7月 当社経営企画部長 平成21年 7月 國土交通省総合政策局行政情報化推進課長 平成23年 7月 内閣官房地域活性化統合事務局次長 平成25年 6月 当社取締役(現在)	(注5)	—
監査役 (常勤)	—	横山 雅之	昭和31年 9月25日生	昭和55年 4月 警察庁入庁 平成17年 4月 警察庁交通局運転免許課長 平成18年 9月 同 交通企画課長 平成19年 8月 大阪府警察本部警務部長 平成21年 10月 警察庁長官官房審議官(交通局担当) 平成22年 8月 埼玉県警察本部長 平成24年 6月 警察庁長官官房付 平成24年 6月 当社監査役(現在)	(注6)	—
監査役 (非常勤)	—	近藤 勝直	昭和21年 4月19日生	昭和47年 4月 京都大学工学部助手 昭和63年 4月 流通科学大学商学部教授 平成4年 4月 同 情報学部教授 平成10年 4月 同 情報学部長 平成18年 1月 同 副学長 平成23年 4月 同 サービス産業学部教授 平成23年 4月 同 図書館長 平成24年 6月 当社監査役(現在)	(注6)	—
監査役 (非常勤)	—	川本 清	昭和25年 1月 5日生	昭和49年 4月 大阪市入庁 平成12年 4月 同 港湾局副理事(大阪港埠頭公社出向) 平成16年 4月 同 港湾局企画振興部長 平成17年 4月 同 港湾局計画整備部長 平成19年 4月 同 港湾局長 平成22年 6月 当社常務取締役 平成25年 6月 公益社団法人大阪港振興協会会長(現在) 平成25年 6月 当社監査役(現在)	(注7)	—
計						—

(注) 1. 取締役会長森下 俊三は、社外取締役であります。

2. 監査役横山 雅之及び監査役近藤 勝直は、社外監査役であります。

3. 上記のとおり専務取締役、常務取締役及び取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

執行役員 井川 清人  
執行役員 坂下 泰幸

執行役員 中根 慎治

4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成25年6月27日の就任時から退任した取締役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任した取締役の任期は、平成24年6月28日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 平成24年6月28日の就任時から退任した監査役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任した監査役の任期は、平成22年6月29日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 平成25年6月27日の就任時から退任した取締役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任した監査役の任期は、平成22年6月29日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと位置付けております。

具体的には、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

#### (2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### ① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役6名及び社外取締役1名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する8名の執行役員（うち5名は取締役が兼務）を取締役会において選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要な会議を設置、経営責任者会議は、原則として毎月2回開催し、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要な会議は、適宜開催し、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要な事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、委員の半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に務めております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

##### ② 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、平成18年5月2日開催の取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の整備について決議しております。（最終改正：平成25年4月23日）

###### (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたります。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実施の推進を図るとともに、コンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図ります。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面又は面談により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設けます。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保します。

監査役は、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮します。

###### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」といいます。）に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務人事部において保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、社内規則に基づいて適正に保存・管理します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心・快適なネットワークを通じて「先進の道路サービスへ」を目指す企業として、全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、対策を講ずるとともに、経営に重大な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を運用します。

特に、災害、事故及びシステムダウソ等の対応については、社内規則等に基づき体制を整備し、事業継続計画（B C P）及びマニュアル等の着実な運用を図るとともに、道路の安全性を確保するために日々の点検や補修を実施するなど想定される様々なリスクに対する取組みを進めます。

また、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から徹底し、隨時、訓練を実施するとともに、それらの発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えます。

さらに、コンプライアンス、文書（取締役の職務の執行に係る文書を含みます。）の作成及び保存等の管理、個人情報の保護、E T C等のセキュリティを含む情報セキュリティマネジメント並びに財務等に係るリスクへの対応については、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、研修の実施等の必要な措置を講じます。

入札及び契約に関しては、社内規則に基づき、入札監視委員会及び公正入札調査委員会による審査など入札の公正性を保つための体制の運用を通じて、公正な入札の実施及び運用を図るとともに、契約からの暴力団等の排除についても取組みを進めます。

取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図ります。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理します。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図ります。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行います。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために関係する取締役、執行役員等をメンバーとする重要案件会議を開催し、重要課題への的確に対応します。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたります。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、あるいはコンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、社内におけるコンプライアンス意識の向上に向けた社員研修等の実施により、社員に対する継続的な啓発、支援等を行います。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面又は面談により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設けます。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。

内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図ります。

(f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、阪神高速グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図ります。

そのため、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、当社及びグループ会社の社長からなるグループ会社経営計画報告会を定期的に開催します。

また、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、グループ内で社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進します。

監査役は必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査します。また、監査室は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及び内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図り当社及びグループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、その結果を当社及び当該グループ会社の社長に報告します。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に専属の使用者を配置し、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させます。

監査役室の使用者の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとします。また、当該使用者を懲戒に処する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとします。

(h) 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保します。

また、監査役会との協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」に基づく重大な事項の報告、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の状況を定期的に報告するものとします。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の最重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努めます。

また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとします。

### ③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、6名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長まで報告されます。

監査役は、監査役会において定めた監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けて、4名のスタッフを置いております。監査役スタッフについては、業務執行部門との兼務を行わないこととともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めております。また、取締役又は使用者は、監査役又は監査役会に對して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社内相談・通報の状況を定期的に報告するものとしております。

### ④ 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 市田 龍	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 小市 裕之	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 繼続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士12名及びその他7名で構成されております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について当社の社外取締役1名及び社外監査役2名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬に対する報酬

	年間報酬総額（百万円）
取締役（7名）	111
監査役（5名）	23
（うち社外監査役（4名））	(18)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。
3. 当期末日の人員は、取締役7名、監査役3名であり、支給人員との相違は当期中における取締役1名及び監査役2名の退任並びに無報酬の取締役が1名存在しているためであります。
4. 年間報酬総額には、役員退職慰労引当金の繰入額7百万円を含めております。
5. 上記のほか、平成24年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し、役員退職慰労金4百万円を支給しております。なお、この金額には当期及び過年度において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれています。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい重要なリスクのマネジメントについては、重要経営課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、当社を取り巻く各種リスクについて体系的に評価し、その上で経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するため、リスク対策状況についてモニタリングを行う「リスクマネジメント体制」を構築するとともに、リスクに対する社員の啓発・教育活動を実施しています。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループ会社の経営管理に関する社内規則を制定するなど、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めています。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。

また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

さらに、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

- ① 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。
- ② 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役及び監査役の職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるようにすることを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

有価証券報告書提出日現在、当該契約は締結されておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく 報酬（千円）	非監査業務に基づく報 酬（千円）	監査証明業務に基づく 報酬（千円）	非監査業務に基づく報 酬（千円）
提出会社	38,600	—	39,400	—
連結子会社	—	—	—	—
計	38,600	—	39,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の行う研修に計画的に参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	13,984	6,123
高速道路事業営業未収入金	19,386	17,656
未収入金	5,462	6,322
未収還付法人税等	3	22
未収消費税等	538	1,856
有価証券	549	33,600
仕掛道路資産	164,490	※2 204,411
原材料及び貯蔵品	239	246
受託業務前払金	11,096	11,064
繰延税金資産	855	964
その他	2,858	1,911
貸倒引当金	△11	△7
<b>流動資産合計</b>	<b>219,455</b>	<b>284,172</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	23,779	24,516
減価償却累計額	△7,171	△8,321
建物及び構築物（純額）	16,608	16,194
機械装置及び運搬具	43,183	47,282
減価償却累計額	△23,017	△26,906
機械装置及び運搬具（純額）	20,165	20,375
土地	4,975	4,098
リース資産	1,148	1,236
減価償却累計額	△422	△627
リース資産（純額）	725	609
建設仮勘定	940	1,024
その他	1,158	1,376
減価償却累計額	△665	△809
その他（純額）	492	566
<b>有形固定資産合計</b>	<b>43,908</b>	<b>42,870</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	1,279	1,315
その他	6	6
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,285</b>	<b>1,321</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	※1 584	※1 693
繰延税金資産	370	432
その他	1,251	1,120
貸倒引当金	△42	△40
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>2,164</b>	<b>2,206</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>47,358</b>	<b>46,398</b>
<b>資産合計</b>	<b>※3 266,813</b>	<b>※3 330,571</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
高速道路事業営業未払金	19,364	32,136
未払金	3,087	5,961
短期借入金	200	—
1年以内返済予定長期借入金	47,033	60,471
リース債務	189	203
未払法人税等	1,093	1,214
未払消費税等	247	139
受託業務前受金	9,891	10,789
前受金	589	480
賞与引当金	1,307	1,319
回数券払戻引当金	228	215
仕掛道路損失引当金	—	※2 1,320
その他	897	1,083
<b>流動負債合計</b>	<hr/> 84,131	<hr/> 115,334
<b>固定負債</b>		
道路建設関係社債	※3 64,026	※3 84,048
道路建設関係長期借入金	54,646	66,938
長期借入金	4,233	3,166
リース債務	521	395
繰延税金負債	94	92
退職給付引当金	19,084	19,764
役員退職慰労引当金	72	73
ETCマイレージサービス引当金	723	188
負ののれん	551	176
その他	691	621
<b>固定負債合計</b>	<hr/> 144,644	<hr/> 175,466
<b>負債合計</b>	<hr/> 228,775	<hr/> 290,801
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	18,035	19,762
<b>株主資本合計</b>	<hr/> 38,035	<hr/> 39,762
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	3	8
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<hr/> 3	<hr/> 8
<b>純資産合計</b>	<hr/> 38,038	<hr/> 39,770
<b>負債・純資産合計</b>	<hr/> 266,813	<hr/> 330,571

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益	236,846	236,405
営業費用		
道路資産賃借料	122,367	127,752
高速道路等事業管理費及び売上原価	105,085	※1, ※3 102,207
販売費及び一般管理費	※2, ※3 6,671	※2, ※3 3,925
営業費用合計	234,124	233,885
営業利益	2,721	2,520
営業外収益		
受取利息	17	15
受取配当金	1	—
土地物件貸付料	31	26
寄付金収入	80	23
原因者負担収入	15	10
回数券払戻引当金戻入額	71	—
負ののれん償却額	374	374
デリバティブ評価益	30	1
持分法による投資利益	88	104
その他	173	146
営業外収益合計	885	704
営業外費用		
支払利息	62	51
偽造ハイウェイカード損失	1	1
その他	19	15
営業外費用合計	82	68
経常利益	3,524	3,155
特別利益		
固定資産売却益	※4 1	※4 184
投資有価証券売却益	31	—
投資有価証券償還益	0	0
出資金償還益	93	20
特別利益合計	126	204

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
特別損失		
固定資産売却損	※5 2	※5 0
固定資産除却費	※6 40	※6 62
投資有価証券売却損	117	—
投資有価証券償還損	—	0
デリバティブ評価損	2	—
減損損失	※7 961	※7 27
特別損失合計	1,123	90
税金等調整前当期純利益	2,526	3,269
法人税、住民税及び事業税	1,678	1,711
過年度法人税等	38	4
法人税等調整額	△373	△173
法人税等合計	1,344	1,542
少数株主損益調整前当期純利益	1,182	1,727
当期純利益	1,182	1,727

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,182	1,727
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△22	0
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	4
その他他の包括利益合計	※1 △22	※1 4
包括利益	1,159	1,731
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,159	1,731
少数株主に係る包括利益	—	—

## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	10,000	10,000
当期変動額	—	—
<b>当期変動額合計</b>	<u>—</u>	<u>—</u>
当期末残高	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	10,000	10,000
当期変動額	—	—
<b>当期変動額合計</b>	<u>—</u>	<u>—</u>
当期末残高	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	16,852	18,035
当期変動額	—	—
<b>当期純利益</b>	<u>1,182</u>	<u>1,727</u>
<b>当期変動額合計</b>	<u>1,182</u>	<u>1,727</u>
当期末残高	<u>18,035</u>	<u>19,762</u>
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	36,852	38,035
当期変動額	—	—
<b>当期純利益</b>	<u>1,182</u>	<u>1,727</u>
<b>当期変動額合計</b>	<u>1,182</u>	<u>1,727</u>
<b>当期末残高</b>	<u>38,035</u>	<u>39,762</u>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	26	3
当期変動額	—	—
<b>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</b>	<u>△22</u>	<u>4</u>
<b>当期変動額合計</b>	<u>△22</u>	<u>4</u>
当期末残高	<u>3</u>	<u>8</u>
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	26	3
当期変動額	—	—
<b>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</b>	<u>△22</u>	<u>4</u>
<b>当期変動額合計</b>	<u>△22</u>	<u>4</u>
当期末残高	<u>3</u>	<u>8</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	36,878	38,038
<b>当期変動額</b>		
当期純利益	1,182	1,727
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△22	4
<b>当期変動額合計</b>	<b>1,159</b>	<b>1,731</b>
<b>当期末残高</b>	<b>38,038</b>	<b>39,770</b>

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,526	3,269
減価償却費	6,865	6,699
減損損失	961	27
負ののれん償却額	△374	△374
貸倒引当金の増減額（△は減少）	9	△5
退職給付引当金の増減額（△は減少）	676	679
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	4	1
賞与引当金の増減額（△は減少）	28	11
回数券払戻引当金の増減額（△は減少）	△83	△13
ETCマイレージサービス引当金の増減額（△は減少）	△1	△534
仕掛道路損失引当金の増減額（△は減少）	—	1,320
受取利息	△17	△15
受取配当金	△1	—
支払利息	62	51
固定資産売却損益（△は益）	1	△183
固定資産除却費	40	62
投資有価証券売却損益（△は益）	86	—
投資有価証券償還損益（△は益）	△0	△0
デリバティブ評価損益（△は益）	△27	△1
出資金償還損益（△は益）	△93	△20
持分法による投資損益（△は益）	△88	△104
売上債権の増減額（△は増加）	455	653
たな卸資産の増減額（△は増加）	※2 △4,688	※2 △39,928
仕入債務の増減額（△は減少）	△7,000	12,835
未払又は未収消費税等の増減額	△2,537	△1,425
その他	△6,895	6,614
小計	△10,092	△10,380
利息及び配当金の受取額	20	17
利息の支払額	△1,141	△881
法人税等の支払額	△2,200	△1,618
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△13,414</b>	<b>△12,863</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	△6,816	△7,102
固定資産の売却による収入	3	976
固定資産の除却による支出	△13	△47
投資有価証券の取得による支出	△163	—
投資有価証券の売却による収入	529	—
投資有価証券の償還による収入	213	550
子会社株式の取得による支出	△27	—
定期預金の払戻による収入	101	—
その他	135	30
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△6,037</b>	<b>△5,593</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	—	△200
長期借入れによる収入	26,636	65,170
長期借入金の返済による支出	※2 △17,400	※2 △40,506
道路建設関係社債発行による収入	15,000	35,000
道路建設関係社債償還による支出	※2 △35,000	※2 △15,000
リース債務の返済による支出	△194	△200
その他	△68	△68
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△11,027</b>	<b>44,195</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額（△は減少）</b>	<b>△30,479</b>	<b>25,738</b>
現金及び現金同等物の期首残高	44,453	13,974
現金及び現金同等物の期末残高	※1 13,974	※1 39,713

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 7 社

連結子会社の名称 阪神高速サービス(株)  
阪神高速技術(株)  
阪神高速パトロール(株)  
阪神高速 トール大阪(株)  
阪神高速 トール神戸(株)  
阪神高速技研(株)  
株高速道路開発

#### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢（上海）有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社の数 6 社

関連会社の名称 (株)情報技術  
(株)テクノ阪神  
内外構造(株)  
(株)ハイウェイ管制  
阪神施設工業(株)  
阪神施設調査(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（阪申土木技術諮詢（上海）有限公司）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

##### ② デリバティブ

時価法によっております。

##### ③ たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械装置及び運搬具 5～17年

その他 5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (3) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

## (4) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ③ 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻しに備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

### ④ 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

### ⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時ににおける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

### ⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### ⑦ E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改正されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

(2) 適用予定日

平成26年3月期の年度末に係る連結財務諸表から適用します。ただし、退職給付見込額の期間帰属方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券（株式）	359百万円	466百万円

※2 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産と仕掛道路損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産のうち、仕掛道路損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
仕掛道路資産	－百万円	1,320百万円

※3 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
道路建設関係社債	64,026百万円（額面64,160百万円）	84,048百万円（額面84,160百万円）

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債71,340百万円（額面）（前連結会計年度71,340百万円（額面））について、当社の総財産を担保に供しております。

#### 4 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
（独）日本高速道路保有・債務返済機構	557,630百万円	492,500百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
（独）日本高速道路保有・債務返済機構	90,369百万円	129,105百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
道路建設関係社債	35,000百万円	15,000百万円
道路建設関係長期借入金	16,233	39,339

## (連結損益計算書関係)

※1 高速道路等事業管理費及び売上原価に含まれている仕掛道路損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
一百万円	1,320百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
役員報酬	365百万円	362百万円
役員退職慰労引当金繰入額	20	18
給料手当	1,475	1,467
賞与引当金繰入額	175	162
退職給付費用	223	216
法定福利費	242	257
地代家賃	254	230
租税公課	285	270
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	723	△182

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	305百万円	288百万円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び構築物	－百万円	8百万円
機械装置及び運搬具	0	0
その他（工具、器具及び備品）	0	—
土地	0	175
計	1	184

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び構築物	2百万円	0百万円
土地	—	0
計	2	0

※6 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び構築物	37百万円	60百万円
機械装置及び運搬具	1	0
その他（工具、器具及び備品）	1	0
ソフトウェア	0	0
計	40	62

※7 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市 ほか	65
E T C 活用事業資産	建物及び構築物	大阪府大阪市 ほか	3
	機械装置及び運搬具		7
	その他（工具、器具及び備品）		2
	ソフトウェア		92
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	兵庫県神戸市	482
	その他（工具、器具及び備品）		81
	土地		3
	ソフトウェア		0
遊休不動産	建物及び構築物	大阪府豊中市 ほか	99
	土地		122
(合計)			961

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

## E T C活用事業資産

(減損損失を認識するに至った経緯)

E T C活用事業資産は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

## 農産物・海産物直売所

(減損損失を認識するに至った経緯)

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づいて評価しております。

## 遊休不動産

(減損損失を認識するに至った経緯)

将来の使用が見込まれていない遊休不動産に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の不動産鑑定評価額等に基づいて評価しております。

当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

用途	種類	場所	計上額(百万円)
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市ほか	4
E T C活用事業資産	その他(工具、器具及び備品)	大阪府豊中市ほか	6
	ソフトウェア		14
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	兵庫県神戸市ほか	1
	ソフトウェア		1
(合計)			27

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

## 休憩所施設

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

#### E T C活用事業資産

(減損損失を認識するに至った経緯)

E T C活用事業資産は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

#### 農産物・海産物直売所

(減損損失を認識するに至った経緯)

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

## (連結包括利益計算書関係)

## ※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金 :		
当期発生額	△31百万円	0百万円
組替調整額	8	△0
税効果調整前	△22	0
税効果額	—	—
その他有価証券評価差額金	△22	0
持分法適用会社に対する持分相当額 :		
当期発生額	△0	4
組替調整額	0	△0
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	4
その他の包括利益合計	△22	4

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	13,984百万円	6,123百万円
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資（有価証券勘定）	—	33,600
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10	△10
現金及び現金同等物	13,974	39,713

## ※2

## 前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△17,400百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△16,233百万円が含まれております。また、道路建設関係社債償還による支出△35,000百万円は、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△4,688百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額49,290百万円が含まれております。

## 当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△40,506百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△39,339百万円が含まれております。また、道路建設関係社債償還による支出△15,000百万円は、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△39,928百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額51,566百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における駐車場設備（構築物）及び事務用機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	35	24	10
その他（工具、器具及び備品）	52	41	11
合計	88	66	22

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	22	16	6
その他（工具、器具及び備品）	20	18	2
合計	43	34	8

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	14	6
1年超	9	3
合計	23	9

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払リース料	19	14
減価償却費相当額	17	13
支払利息相当額	0	0

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	127,521	134,531
1年超	6,584,939	6,181,401
合計	6,712,460	6,315,933

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができますとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができますとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	31	49
1年超	86	179
合計	117	229

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するE T C料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、当社は主に資金運用方法を譲渡性預金又は大口定期預金を基本とした安全性の高い金融資産に限定しており、信用リスク及び市場価格の変動リスクは僅少であります。

なお、一部の連結子会社が、運用収益の確保を目的として、債券及びデリバティブが組み込まれた複合金融商品（仕組債）等を保有しております、発行会社の信用リスクのほか、取引によっては為替相場等の変動リスクに晒されております。

一部の連結子会社が保有する有価証券及び投資有価証券については、当該連結子会社の社内規程に基づき、取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しているほか、連結子会社の経理担当部門が、為替相場及び市場金利の動向、債券の格付等を踏まえ取締役会において定期的に運用状況を報告するなど、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えております。なお、仕組債については、信用リスクを軽減するため、契約先を信用度の高い金融機関に限定しております。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、当社が新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が引き受けこととされております。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。これらは全て変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

営業債務、長期借入金、道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、流動性リスクに晒されますが、当社は、各部署からの報告に基づき経理担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、必要となる時期に資金調達を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	13,984	13,984	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	19,386	19,386	—
(3) 未収入金	5,462	5,462	—
(4) 未収還付法人税等	3	3	—
(5) 未収消費税等	538	538	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	755	755	—
資産計	40,131	40,131	—
(1) 高速道路事業営業未払金	19,364	19,364	—
(2) 未払金	3,087	3,087	—
(3) 短期借入金	200	200	—
(4) 1年以内返済予定長期借入金	47,033	47,033	—
(5) 未払法人税等	1,093	1,093	—
(6) 未払消費税等	247	247	—
(7) 道路建設関係社債	64,026	66,177	2,151
(8) 道路建設関係長期借入金	54,646	54,646	—
(9) 長期借入金	4,233	4,233	—
負債計	193,931	196,083	2,151

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	6,123	6,123	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	17,656	17,656	—
(3) 未収入金	6,322	6,322	—
(4) 未収還付法人税等	22	22	—
(5) 未収消費税等	1,856	1,856	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	33,807	33,807	—
<b>資産計</b>	<b>65,788</b>	<b>65,788</b>	<b>—</b>
(1) 高速道路事業営業未払金	32,136	32,136	—
(2) 未払金	5,961	5,961	—
(3) 1年以内返済予定長期借入金	60,471	60,471	—
(4) 未払法人税等	1,214	1,214	—
(5) 未払消費税等	139	139	—
(6) 道路建設関係社債	84,048	86,562	2,513
(7) 道路建設関係長期借入金	66,938	66,938	—
(8) 長期借入金	3,166	3,166	—
<b>負債計</b>	<b>254,076</b>	<b>256,590</b>	<b>2,513</b>

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

前連結会計年度（平成24年3月31日）

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(5) 未払法人税等及び(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 1年以内返済予定長期借入金、(8) 道路建設関係長期借入金及び(9) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にはほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び  
(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

### 負債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(4) 未払法人税等及び (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 1年以内返済予定長期借入金、(7) 道路建設関係長期借入金及び (8) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### (6) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	379	486

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (6) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## (注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,629	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	19,386	—	—	—
未収入金	5,462	—	—	—
未収還付法人税等	3	—	—	—
未収消費税等	538	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券				
①国債・地方債等	550	200	—	—
②社債	—	—	—	—
③その他	—	—	—	4
(2) その他	—	—	—	—
合計	39,569	200	—	4

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,683	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	17,656	—	—	—
未収入金	6,322	—	—	—
未収還付法人税等	22	—	—	—
未収消費税等	1,856	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券				
①国債・地方債等	—	200	—	—
②社債	—	—	—	—
③その他	—	—	—	6
(2) その他	33,600	—	—	—
合計	65,140	200	—	6

(注) 4. 道路建設関係社債、道路建設関係長期借入金その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	200	—	—	—
1年以内返済予定長期借入金	47,033	—	—	—
道路建設関係社債	—	42,560	21,600	—
道路建設関係長期借入金	—	54,646	—	—
長期借入金	—	4,233	—	—
合計	47,233	101,439	21,600	—

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1年以内返済予定長期借入金	60,471	—	—	—
道路建設関係社債	—	73,060	11,100	—
道路建設関係長期借入金	—	66,938	—	—
長期借入金	—	3,166	—	—
合計	60,471	143,165	11,100	—

## (有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	450	449	0
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
小計		450	449	0
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	299	300	△ 0
	②社債	—	—	—
	③その他	4	4	—
	(3) その他	—	—	—
小計		304	304	△ 0
合計		755	754	0

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	201	199	1
	②社債	—	—	—
	③その他	6	4	1
	(3) その他	—	—	—
小計		207	204	3
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	33,600	33,600	—
小計		33,600	33,600	—
合計		33,807	33,804	3

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(債券関連)

前連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建 債	7	7	4	△ 2
	合計	7	7	4	△ 2

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。  
2. デリバティブが組み込まれた商品であります。  
3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全  
体を時価評価しております。  
4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建 債	4	4	6	1
	合計	4	4	6	1

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。  
2. デリバティブが組み込まれた商品であります。  
3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全  
体を時価評価しております。  
4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度等を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成25年3月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△28,691	△32,964
ロ. 年金資産	6,934	8,077
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△21,756	△24,887
ニ. 未認識数理計算上の差異	2,672	5,123
ホ. 連結貸借対照表計上額純額（ハ+ニ）	△19,084	△19,764
ヘ. 前払年金費用	—	—
ト. 退職給付引当金（ホ-ヘ）	△19,084	△19,764

(注) 連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (百万円)
イ. 勤務費用（※1、2）	951	960
ロ. 利息費用	536	548
ハ. 期待運用収益	△126	△129
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	315	333
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	—	—
ヘ. 退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）	1,676	1,712

(注) ※1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

※2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.0%	1.3%

(3) 期待運用收益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.0%	2.0%

(4) 過去勤務債務の費用処理年数

一括費用処理

(5) 数理計算上の差異の費用処理年数

10年（各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	6,801百万円	7,043百万円
回数券払戻引当金	86	81
賞与引当金	506	513
仕掛道路損失引当金	—	501
未払事業税	115	131
E T Cマイレージサービス引当金	257	67
減損損失	1,064	842
負ののれん	38	9
前受金	140	137
繰越欠損金	605	749
その他	387	512
繰延税金資産小計	<u>10,005</u>	<u>10,591</u>
評価性引当額	<u>△8,776</u>	<u>△9,192</u>
繰延税金資産合計	<u>1,228</u>	<u>1,398</u>
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△94	△92
その他	△2	△1
繰延税金負債合計	<u>△96</u>	<u>△93</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,131</u>	<u>1,305</u>

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	855百万円	964百万円
固定資産－繰延税金資産	370	432
固定負債－繰延税金負債	△94	△92

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.63%	37.96%
(調整)		
交際費等永久差異	0.95%	0.36%
住民税均等割	0.97%	0.74%
評価性引当額	13.09%	13.11%
法人税特別控除等	△0.87%	△0.59%
持分法適用投資損益	△1.42%	△1.19%
負ののれん	△4.80%	△3.46%
その他	0.80%	0.25%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.85%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.20%	47.18%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中心として事業活動を開拓しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度のセグメント損益に与える影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	216,546	15,704	232,250	4,596	236,846	—	236,846
セグメント間の内部 売上高又は振替高	300	—	300	42	343	△343	—
計	216,846	15,704	232,550	4,638	237,189	△343	236,846
セグメント利益	2,659	42	2,702	19	2,721	—	2,721
セグメント資産	219,803	15,998	235,802	5,649	241,452	25,361	266,813
その他の項目							
減価償却費	5,710	—	5,710	389	6,100	765	6,865
持分法適用会社へ の投資額	332	—	332	—	332	—	332
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	4,805	—	4,805	997	5,802	555	6,358

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を含んでおります。
2. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 売上高の調整額△343百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - (2) セグメント資産の調整額25,361百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
  - (3) 減価償却費の調整額765百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額555百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。
3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	222,487	9,398	231,886	4,519	236,405	—	236,405
セグメント間の内部 売上高又は振替高	240	—	240	43	283	△283	—
計	222,727	9,398	232,126	4,563	236,689	△283	236,405
セグメント利益又は損失 (△)	2,154	△21	2,133	386	2,520	—	2,520
セグメント資産	257,924	16,883	274,807	5,586	280,394	50,177	330,571
その他の項目							
減価償却費	5,737	—	5,737	249	5,987	711	6,699
持分法適用会社へ の投資額	439	—	439	—	439	—	439
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	6,241	—	6,241	239	6,480	725	7,205

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を含んでおります。
2. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 売上高の調整額△283百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - (2) セグメント資産の調整額50,177百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
  - (3) 減価償却費の調整額711百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額725百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。
3. セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	166,733	49,290	20,822	236,846

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	49,290	高速道路事業

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	170,404	51,566	14,435	236,405

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	51,566	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	739	221	961

(注) 「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	27	—	27

(注) 「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	323	—	51	—	374
当期末残高	495	—	56	—	551

(注) 「その他」の金額は、すべて旅行事業に係る金額であります。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	323	—	51	—	374
当期末残高	172	—	4	—	176

(注) 「その他」の金額は、すべて旅行事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有) 直接 50.0	高速道路建設、改築事業等に関する分担金の支払い等	受託業務収入	9,357	未収入金	329
							受託事業による前受金の受入	3,051	受託業務前受金	9,381

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有) 直接 50.0	高速道路建設、改築事業等に関する分担金の支払い等	受託業務収入	1,399	未収入金	118
							受託事業による前受金の受入	2,717	受託業務前受金	10,490

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,255,124	高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、承継債務等の返済等	なし	道路資産の賃借	道路資産賃借料の支払 (※1)	122,367	高速道路事業営業未払金	11,172
						道路資産と債務の引渡	完成道路資産の引渡	49,290	高速道路事業営業未収入金	3,451
							道路建設関係債務の引渡 (※2)	51,233	高速道路事業営業未払金	1,677
						借入金の連帯債務	債務保証 (※2、3)	647,999	—	—
						資金の借入	道路建設関係借入金の借入 (※4)	18,536	道路建設関係長期借入金	35,075
									1年以内返済予定期借入金	45,866

(注) ※1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

- ※2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帶して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- ※3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- ※4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。
- 5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,376,311	高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、承継債務等の返済等	なし	道路資産の賃借	道路資産賃借料の支払 (※1)	127,752	高速道路事業営業未払金	11,417
						道路資産と債務の引渡	完成道路資産の引渡	51,566	高速道路事業営業未収入金	1,304
							道路建設関係債務の引渡 (※2)	54,339	—	—
						借入金の連帯債務	債務保証 (※2、3)	621,605	—	—
						資金の借入	道路建設関係借入金の借入 (※4)	20,500	道路建設関係長期借入金 1年以内返済予定期借入金	41,433 59,404

(注) ※1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

※2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。

5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

## (1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,901.93円	1,988.51円
1 株当たり当期純利益金額	59.13円	86.35円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	1,182	1,727
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	1,182	1,727
普通株式の期中平均株式数（千株）	20,000	20,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
阪神高速道路㈱	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第2回	平成19年 3月16日	12,529	12,535	1.70	有	平成29年 3月16日
阪神高速道路㈱	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第3回	平成20年 3月19日	10,450	10,458	1.40	有	平成30年 3月19日
阪神高速道路㈱	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第4回	平成21年 3月18日	7,563	7,568	1.30	有	平成31年 3月18日
阪神高速道路㈱	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第5回	平成22年 3月18日	3,483	3,485	1.30	有	平成32年 3月18日
阪神高速道路㈱	第6回普通社債	平成23年 2月14日	15,000	—	0.589	有	平成27年 12月18日
阪神高速道路㈱	第7回普通社債	平成24年 2月23日	15,000	15,000	0.448	有	平成28年 12月20日
阪神高速道路㈱	第8回普通社債	平成24年 10月12日	—	10,000	0.336	有	平成29年 9月20日
阪神高速道路㈱	第9回普通社債	平成25年 2月25日	—	25,000	0.284	有	平成29年 12月20日
合計			64,026	84,048			

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した道路建設関係社債の金額の合計額は  
15,000百万円であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	27,560	45,500

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	47,033	60,471	0.01	—
1年以内に返済予定のリース債務	189	203	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	58,879	70,105	0.29	平成26年～ 平成30年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	521	395	—	平成26年～ 平成32年
その他有利子負債 長期未払金	272	204	1.48	平成27年
合計	107,095	131,380		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 1年以内に返済予定の長期借入金のうち、59,404百万円は道路建設関係長期借入金であり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）のうち、66,938百万円は道路建設関係長期借入金であります。  
このうち、41,433百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した長期借入金の金額の合計額は39,339百万円であります。
5. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
6. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	42,079	8,605	11,420	8,000
リース債務	173	109	67	26
長期未払金	68	68	—	—
合計	42,321	8,782	11,488	8,026

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	12,655	4,788
高速道路事業営業未収入金	19,385	17,651
未収入金	5,126	6,005
未収消費税等	487	1,856
有価証券	—	33,600
仕掛道路資産	164,502	※1 204,452
貯蔵品	143	141
受託業務前払金	11,096	11,064
前払費用	68	67
繰延税金資産	430	498
その他	1,464	251
貸倒引当金	△11	△7
流動資産合計	<u>215,350</u>	<u>280,370</u>
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,145	1,170
減価償却累計額	△280	△321
建物（純額）	865	849
構築物	16,759	17,211
減価償却累計額	△5,095	△5,882
構築物（純額）	11,664	11,328
機械及び装置	42,618	46,671
減価償却累計額	△22,579	△26,405
機械及び装置（純額）	20,039	20,266
車両運搬具	351	390
減価償却累計額	△321	△325
車両運搬具（純額）	30	64
工具、器具及び備品	226	231
減価償却累計額	△141	△159
工具、器具及び備品（純額）	84	71
建設仮勘定	924	983
有形固定資産合計	<u>33,608</u>	<u>33,563</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	483	558
その他	1	1
無形固定資産合計	<u>484</u>	<u>559</u>
高速道路事業固定資産合計	<u>34,093</u>	<u>34,123</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>関連事業固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	154	154
減価償却累計額	△94	△97
建物（純額）	59	57
構築物	26	26
減価償却累計額	△7	△8
構築物（純額）	19	18
機械及び装置	2	2
減価償却累計額	△2	△2
機械及び装置（純額）	0	0
車両運搬具	2	2
減価償却累計額	△2	△2
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	7	7
減価償却累計額	△7	△7
工具、器具及び備品（純額）	0	0
土地	1,321	2,006
建設仮勘定	—	3
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,400</b>	<b>2,085</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウエア	1	0
その他	0	0
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
<b>関連事業固定資産合計</b>	<b>1,401</b>	<b>2,086</b>
<b>各事業共用固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	4,194	4,349
減価償却累計額	△1,043	△1,223
建物（純額）	3,151	3,126
構築物	54	59
減価償却累計額	△25	△28
構築物（純額）	28	31
工具、器具及び備品	465	543
減価償却累計額	△184	△245
工具、器具及び備品（純額）	280	297
土地	2,715	1,238
リース資産	158	158
減価償却累計額	△54	△94
リース資産（純額）	103	63
建設仮勘定	13	23
<b>有形固定資産合計</b>	<b>6,293</b>	<b>4,780</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
無形固定資産		
ソフトウエア	592	517
その他	0	0
無形固定資産合計	593	518
各事業共用固定資産合計	6,886	5,299
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	11	—
減価償却累計額	△1	—
建物（純額）	9	—
土地	585	500
有形固定資産合計	595	500
その他の固定資産合計	595	500
投資その他の資産		
投資有価証券	20	20
関係会社株式	365	383
長期前払費用	545	493
その他	411	343
貸倒引当金	△42	△40
投資その他の資産合計	1,301	1,199
固定資産合計	44,279	43,209
資産合計	※2 259,629	※2 323,579
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	16,851	28,577
1年以内返済予定長期借入金	46,933	60,471
未払金	2,109	4,714
リース債務	33	33
未払費用	435	446
未払法人税等	564	776
受託業務前受金	9,891	10,789
前受金	381	305
預り金	※4 5,970	※4 7,171
賞与引当金	684	670
回数券払戻引当金	228	215
仕掛道路損失引当金	—	※1 1,320
その他	166	333
流動負債合計	84,253	115,826
固定負債		
道路建設関係社債	※2 64,026	※2 84,048
道路建設関係長期借入金	54,646	66,938
その他の長期借入金	4,233	3,166
リース債務	52	18

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金負債	101	98
受入保証金	38	38
退職給付引当金	18,248	18,918
役員退職慰労引当金	26	30
ETCマイレージサービス引当金	723	188
その他	272	204
固定負債合計	142,367	173,650
負債合計	226,621	289,476
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	155	150
高速道路事業別途積立金	10,987	12,152
関連事業別途積立金	3	3
繰越利益剰余金	1,861	1,796
利益剰余金合計	13,007	14,103
株主資本合計	33,007	34,103
純資産合計	33,007	34,103
負債・純資産合計	259,629	323,579

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>高速道路事業営業損益</b>		
<b>営業収益</b>		
料金収入	166,733	170,404
道路資産完成高	49,290	51,566
その他の売上高	21	22
<b>営業収益合計</b>	<b>216,045</b>	<b>221,993</b>
<b>営業費用</b>		
道路資産賃借料	122,367	127,752
道路資産完成原価	49,290	※2 52,886
管理費用	※3 42,776	※3 39,767
<b>営業費用合計</b>	<b>214,434</b>	<b>220,407</b>
<b>高速道路事業営業利益</b>	<b>1,611</b>	<b>1,585</b>
<b>関連事業営業損益</b>		
<b>営業収益</b>		
受託業務収入	15,704	9,398
駐車場事業収入	487	502
休憩所等事業収入	79	78
その他営業事業収入	778	803
<b>営業収益合計</b>	<b>17,049</b>	<b>10,783</b>
<b>営業費用</b>		
受託業務事業費	15,661	9,420
駐車場事業費	218	219
休憩所等事業費	79	78
その他営業事業費	829	857
<b>営業費用合計</b>	<b>16,789</b>	<b>10,575</b>
<b>関連事業営業利益</b>	<b>259</b>	<b>207</b>
<b>全事業営業利益</b>	<b>1,871</b>	<b>1,793</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	18	8
有価証券利息	9	13
受取配当金	※1 197	※1 206
土地物件貸付料	32	27
寄付金収入	75	23
原因者負担収入	15	10
回数券払戻引当金戻入額	71	—
雑収入	46	35
<b>営業外収益合計</b>	<b>466</b>	<b>325</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 至 平成23年4月1日 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成24年4月1日 平成25年3月31日)
営業外費用		
支払利息	※1 62	※1 58
偽造ハイウェイカード損失	1	1
雑損失	2	4
営業外費用合計	65	64
経常利益	2,271	2,054
特別利益		
固定資産売却益	※4 0	※4 184
特別利益合計	0	184
特別損失		
固定資産売却損	—	※5 0
固定資産除却費	※6 18	※6 47
減損損失	※7 317	※7 4
特別損失合計	335	52
税引前当期純利益	1,937	2,185
法人税、住民税及び事業税	940	1,161
過年度法人税等	30	—
法人税等調整額	△364	△70
法人税等合計	606	1,090
当期純利益	1,330	1,095

## 【営業費用明細書】

## (1) 事業別科目別内訳書

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分		金額（百万円）		金額（百万円）	
I 高速道路事業営業費用					
1. 道路資産賃借料		122,367		127,752	
2. 道路資産完成原価		49,290		52,886	
3. 管理費用					
(1) 維持修繕費	14,155		13,582		
(2) 管理業務費	26,170		23,899		
(3) 一般管理費	2,450		2,285		
計		42,776		39,767	
高速道路事業営業費用合計		214,434			220,407
II 関連事業営業費用					
1. 受託業務事業費					
(1) 受託事業費	15,500		9,338		
(2) 一般管理費	161		81		
計		15,661		9,420	
2. 駐車場事業費					
(1) 管理業務費	209		213		
(2) 一般管理費	9		6		
計		218		219	
3. 休憩所等事業費					
(1) 管理業務費	70		71		
(2) 一般管理費	9		7		
計		79		78	
4. その他営業事業費					
(1) 管理業務費	756		793		
(2) 一般管理費	73		64		
計		829		857	
関連事業営業費用合計		16,789			10,575
全事業営業費用合計		231,223			230,983

## (2) 科目明細書

## ① 高速道路事業に係る原価明細書

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）			金額（百万円）		
I 営業費用							
1. 道路資産賃借料			122,367				127,752
2. 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		118			684		
労務費		215			12		
外注費		90			4		
経費		291			75		
金利等		130			13		
一般管理費人件費		56			3		
一般管理費経費		52	956		6	800	
建設費							
労務費		2,592			1,192		
外注費		40,693			48,951		
経費		647			264		
金利等		856			54		
一般管理費人件費		843	46,426		362	51,077	
一般管理費経費		793			251		
除却工事費用その他							
労務費		107			92		
外注費		1,671			836		
経費		31			26		
金利等		28			1		
一般管理費人件費		39	49,290		33	52,886	
一般管理費経費		29	1,907		19	1,008	
3. 管理費用							
(1) 維持修繕費							
人件費		685			695		
経費		13,470	14,155		12,887	13,582	
(2) 管理業務費							
人件費		2,363			2,360		
経費		23,807	26,170		21,538	23,899	
(3) 一般管理費							
人件費		1,174			1,144		
経費		1,275	2,450	42,776	1,140	2,285	39,767

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）			金額（百万円）		
II 営業外費用			57			46	
1. 支払利息			1			1	
2. 偽造ハイウェイカード損失			2	61		4	51
3. 雜損失			—			0	
III 特別損失			7			5	
1. 固定資産売却損			208	215		—	5
2. 固定資産除却費							
3. 減損損失							
高速道路事業営業費用等合計			850	214,711		989	220,465
IV 法人税、住民税及び事業税			△319	531		△60	929
V 法人税等調整額							
高速道路事業総費用合計				215,242			221,394

② 受託事業費

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
I 労務費	※2	279	2.6	147	1.6
II 経費		10,521	97.4	8,888	98.4
当期総製造費用		10,801	100.0	9,036	100.0
期首受託業務前払金		15,354		10,655	
合計		26,155		19,691	
期末受託業務前払金		10,655		10,352	
受託事業費		15,500		9,338	

(注) 1 期首受託業務前払金及び期末受託業務前払金の金額には消費税等は含まれておりません。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	6,964	6,930

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 駐車場事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
I 人件費	※1	16	8.1	10	4.8
II 経費		192	91.9	202	95.2
駐車場事業管理業務費		209	100.0	213	100.0

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
租税公課	190	202

④ 休憩所等事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
I 人件費		13	19.6	11	16.7
II 経費	※1	56	80.4	59	83.3
休憩所等事業管理業務費		70	100.0	71	100.0

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
修繕費	15	17
業務委託費	15	15

⑤ その他営業事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
I 人件費		130	17.3	118	14.9
II 経費	※1	625	82.7	674	85.1
その他営業事業管理業務費		756	100.0	793	100.0

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
修繕費	333	374
業務委託費	188	210

⑥ 一般管理費

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)は2,704百万円、当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)は2,444百万円であり、主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
給与手当	769	730
調査費	380	325
租税公課	240	247
退職給付費用	194	183
減価償却費	192	120
業務委託費	130	119
地代家賃	143	111
修繕費	115	107
賞与引当金繰入額	92	81
役員退職慰労引当金繰入額	4	3

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	10,000	10,000
当期変動額	—	—
<b>当期変動額合計</b>	<u>—</u>	<u>—</u>
当期末残高	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	10,000	10,000
当期変動額	—	—
<b>当期変動額合計</b>	<u>—</u>	<u>—</u>
当期末残高	10,000	10,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
当期首残高	152	155
当期変動額	—	—
<b>固定資産圧縮積立金の取崩</b>	△4	△4
<b>税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加</b>	6	—
<b>当期変動額合計</b>	<u>2</u>	<u>△4</u>
当期末残高	155	150
<b>高速道路事業別途積立金</b>		
当期首残高	9,416	10,987
当期変動額	—	—
<b>別途積立金の積立</b>	1,571	1,165
<b>当期変動額合計</b>	<u>1,571</u>	<u>1,165</u>
当期末残高	10,987	12,152
<b>関連事業別途積立金</b>		
当期首残高	3	3
当期変動額	—	—
<b>当期変動額合計</b>	<u>—</u>	<u>—</u>
当期末残高	3	3

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 至 平成23年4月1日 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成24年4月1日 平成25年3月31日)
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	2,104	1,861
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	4	4
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金 の増加	△6	—
別途積立金の積立	△1,571	△1,165
当期純利益	1,330	1,095
当期変動額合計	<u>△242</u>	<u>△65</u>
当期末残高	1,861	1,796
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	11,676	13,007
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増 加	—	—
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	1,330	1,095
当期変動額合計	<u>1,330</u>	<u>1,095</u>
当期末残高	13,007	14,103
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	31,676	33,007
当期変動額		
当期純利益	1,330	1,095
当期変動額合計	<u>1,330</u>	<u>1,095</u>
当期末残高	33,007	34,103
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	31,676	33,007
当期変動額		
当期純利益	1,330	1,095
当期変動額合計	<u>1,330</u>	<u>1,095</u>
当期末残高	33,007	34,103

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) その他有価証券

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (1) 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

#### (2) 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 繰延資産の処理方法

#### 道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

#### (4) 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当事業年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産と仕掛道路損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産のうち、仕掛道路損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
仕掛道路資産	一千万円	1,320百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
道路建設関係社債	64,026百万円（額面64,160百万円）	84,048百万円（額面84,160百万円）

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債71,340百万円（額面）（前事業年度71,340百万円（額面））について、当社の総財産を担保に供しております。

3 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	557,630百万円	492,500百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	90,369百万円	129,105百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
道路建設関係社債	35,000百万円	15,000百万円
道路建設関係長期借入金	16,233	39,339

※4 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動負債		
預り金	5,919百万円	7,119百万円

## (損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
受取配当金	197百万円	206百万円
支払利息	11	16

※2 道路資産完成原価に含まれている仕掛道路損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
－百万円		1,320百万円

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
77百万円		129百万円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	－百万円	8百万円
工具、器具及び備品	0	－
土地	0	175
計	0	184

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	－百万円	0百万円
土地	－	0
計	－	0

※6 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	16百万円	46百万円
構築物	1	0
工具、器具及び備品	0	0
車両運搬具	0	－
計	18	47

## ※7 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物	大阪府泉大津市 ほか 大阪府大阪市 ほか	65
E T C 活用事業資産	機械及び装置		7
	工具、器具及び備品		1
	ソフトウエア		20
遊休不動産	建物	大阪府豊中市 ほか	90
	構築物		9
	土地		122
(合計)			317

### (資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

### 休憩所施設

#### (減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

### E T C 活用事業資産

#### (減損損失を認識するに至った経緯)

E T C 活用事業資産は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

### 遊休不動産

#### (減損損失を認識するに至った経緯)

将来の使用が見込まれていない遊休不動産に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (回収可能価額の算定方法)

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の不動産鑑定評価額等に基づいて評価しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物	大阪府泉大津市ほか	4
(合計)			4

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

総合情報及び会計情報等システムに係るサーバー（工具、器具及び備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	127,521	134,531
1年超	6,584,939	6,181,401
合計	6,712,460	6,315,933

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができますとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができますとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	0	0
1年超	1	0
合計	1	1

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式383百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式365百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	6,494百万円	6,732百万円
回数券払戻引当金	86	81
賞与引当金	259	254
仕掛道路損失引当金	—	501
未払事業税	69	91
E T Cマイレージサービス引当金	257	67
減損損失	828	635
前受金	140	113
その他	146	218
繰延税金資産小計	<u>8,284</u>	<u>8,696</u>
評価性引当額	<u>△7,853</u>	<u>△8,197</u>
繰延税金資産合計	<u>430</u>	<u>498</u>
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△94	△92
その他	△6	△6
繰延税金負債合計	<u>△101</u>	<u>△98</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>329</u>	<u>400</u>

繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	430百万円	498百万円
固定負債－繰延税金負債	△101	△98

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.63%	37.96%
(調整)		
交際費等永久差異	0.62%	0.03%
住民税均等割	0.94%	0.83%
評価性引当額	△7.57%	15.74%
法人税特別控除等	△0.32%	△0.67%
受取配当金益金不算入	△4.15%	△3.59%
その他	△0.04%	△0.42%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	<u>1.20%</u>	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.31%</u>	<u>49.88%</u>

## (1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,650.38円	1,705.15円
1株当たり当期純利益金額	66.55円	54.77円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	1,330	1,095
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	1,330	1,095
期中平均株式数（千株）	20,000	20,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	日本高速道路インター ナショナル㈱	20,000	20
		計	20,000	20

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	5	33,600
		計	5	33,600

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)	
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,145	31	6	1,170	321	45	849
		構築物	16,759	545	93	17,211	5,882	844	11,328
		機械及び装置	42,618	※1 5,318	※2 1,264	46,671	26,405	4,597	20,266
		車両運搬具	351	47	7	390	325	12	64
		工具、器具及び備品	226	13	8	231	159	22	71
		建設仮勘定	924	※1 6,521	※2 6,462	983	—	—	983
	無固定資形産	計	62,025	12,477	7,844	66,659	33,095	5,522	33,563
		ソフトウエア	787	210	—	997	439	135	558
		その他	1	—	—	1	—	—	1
		計	788	210	—	999	439	135	559
	合計		62,814	12,688	7,844	67,658	33,535	5,657	34,123
関連事業	有形固定資産	建物	154	4	4 (4)	154	97	3	57
		構築物	26	0	0	26	8	1	18
		機械及び装置	2	—	—	2	2	—	0
		車両運搬具	2	—	—	2	2	0	0
		工具、器具及び備品	7	—	—	7	7	0	0
		土地	1,321	※1 1,477	791	2,006	—	—	2,006
		建設仮勘定	—	11	8	3	—	—	3
	無固定資形産	計	1,514	1,493	804 (4)	2,203	117	4	2,085
		ソフトウエア	14	—	—	14	13	0	0
		その他	0	—	—	0	0	0	0
		計	15	—	—	15	14	0	1
	合計		1,529	1,493	804 (4)	2,218	131	5	2,086
各事業共用	有形固定資産	建物	4,194	154	0	4,349	1,223	187	3,126
		構築物	54	4	0	59	28	2	31
		工具、器具及び備品	465	89	11	543	245	69	297
		土地	2,715	—	※2 1,477	1,238	—	—	1,238
		リース資産	158	—	—	158	94	39	63
		建設仮勘定	13	416	406	23	—	—	23
		計	7,602	665	1,894	6,373	1,592	298	4,780
	無固定資形産	ソフトウエア	5,336	141	—	5,477	4,959	216	517
		その他	0	—	—	0	—	—	0
		計	5,337	141	—	5,478	4,959	216	518
	合計		12,939	806	1,894	11,851	6,552	514	5,299

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
その他の固定資産	有固定資形産	建物	11	—	11	—	—	0
		土地	585	0	85	500	—	500
		計	597	0	96	500	—	500
		合計	597	0	96	500	—	500
投資その他の資産	長期前払費用	545	43	—	589	96	96	493
	合計	545	43	—	589	96	96	493

(注) ※ 1. 当期増加額の主要なものは以下のとおりであります。

高速道路事業機械及び装置 料金收受機械設備設置又は改修 3,252百万円

高速道路事業建設仮勘定 淀川左岸線・大和川線（三宅西）料金收受装置設置工事 873百万円

関連事業土地 各事業共用から関連事業への事業区分変更 1,477百万円

※ 2. 当期減少額の主要なものは以下のとおりであります。

高速道路事業機械及び装置 E T C設備の除却 941百万円

高速道路事業建設仮勘定 料金所E T C設備補修工事 1,162百万円

各事業共用土地 各事業共用から関連事業への事業区分変更 1,477百万円

3. 「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

#### 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	53	48	8	45	48
賞与引当金	684	670	684	—	670
回数券払戻引当金	228	—	13	—	215
仕掛道路損失引当金	—	1,320	—	—	1,320
役員退職慰労引当金	26	7	4	—	30
E T Cマイレージサービス引当金	723	22	351	204	188

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. E T Cマイレージサービス引当金の当期減少額（その他）は、マイレージポイントの失効による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額（百万円）
現金	214
預金	
普通預金	2,774
定期預金	1,800
小計	4,574
合計	4,788

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	2,760
㈱ジェーシービー	2,619
三井住友カード㈱	2,356
トヨタファイナンス㈱	1,347
ユーシーカード㈱	1,249
その他	7,317
合計	17,651

(2) 滞留状況

当期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	滞留率 (%) (D/A+B) × 100
19,385	214,972	216,706	17,651	7.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

### 3 有価証券

有価証券 33,600百万円

内訳は「2 財務諸表等 (1) 貢務諸表 ④附属明細表 有価証券明細表」に記載しております。

### 4 たな卸資産

#### (1) 仕掛道路資産

科目		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	13,700	819	679	13,840
	労務費	3,112	451	15	3,548
	外注費	1,158	—	8	1,150
	経費	25,827	861	94	26,594
	金利等	1,662	230	17	1,874
	一般管理費人件費	929	153	3	1,079
	一般管理費経費	1,134	96	6	1,224
	計	47,524	2,612	824	49,312
建設費 (除却工事費用その他を含む)	労務費	7,149	2,517	1,098	8,567
	外注費	95,124	83,501	48,656	129,969
	経費	1,587	525	290	1,821
	金利等	5,192	599	99	5,691
	一般管理費人件費	2,583	949	395	3,137
	一般管理費経費	2,390	593	271	2,712
	計	114,027	88,686	50,812	151,901
消費税等		2,950	2,262	1,973	3,238
合計		164,502	93,560	53,610	204,452

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛け道路資産の期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
大阪府道高速大和川線（堺市堺区築港八幡町～大阪府松原市三宅西7丁目）	94,289
大阪府道高速大和川線（大阪府松原市三宅西7丁目～同市三宅中8丁目）	37
大阪市道高速道路淀川左岸線（大阪市此花区島屋2丁目～同市同区高見1丁目）	88,359
大阪市道高速道路淀川左岸線（大阪市此花区高見1丁目～同市北区豊崎6丁目）	667
大阪府道高速大阪守口線（改築）（守口JCT（仮称））	6,566
大阪府道高速大阪松原線（改築）（松原JCT改良）	3,137
大阪府道高速大阪池田線（改築）（信濃橋渡り線（仮称））	817
阪神高速道路大阪地区（改築）（防災・安全対策工等）	4,078
阪神高速道路兵庫地区（改築）（防災・安全対策工等）	1,330
合計	199,283

(2) 貯蔵品

内訳	金額（百万円）
建設資材等	43
貯蔵物品	97
合計	141

II 固定資産

有形固定資産 40,930百万円

内訳は「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 ④附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しております。

III 流動負債

1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	11,417
清水・奥村建設工事共同企業体	7,672
三菱・駒井ハルテック・日橋建設工事共同企業体	2,380
㈱大林組	1,855
阪神高速技術㈱	719
その他	4,532
合計	28,577

2 1年以内返済予定長期借入金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	59,404
㈱三井住友銀行	322
㈱みずほコーポレート銀行	321
農林中央金庫	152
㈱りそな銀行	135
信金中央金庫	134
合計	60,471

#### IV 固定負債

##### 1 道路建設関係社債 84,048百万円

内訳は「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

##### 2 道路建設関係長期借入金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	41,433
(株)三井住友銀行	5,625
(株)みずほコーポレート銀行	4,110
(株)三菱東京UFJ銀行	3,075
(株)山陰合同銀行	3,000
その他	9,695
合計	66,938

##### 3 退職給付引当金

区分	金額（百万円）
未積立退職給付債務	24,041
未認識数理計算上の差異	△5,123
合計	18,918

##### (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月29日近畿財務局長に提出

#### (2) 半期報告書

（第8期中）（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）平成24年12月21日近畿財務局長に提出

#### (3) 臨時報告書

平成24年9月19日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (4) 半期報告書の訂正報告書

平成25年1月31日近畿財務局長に提出

（第8期中）（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）の半期報告書に係る訂正報告書であります。

#### (5) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成24年9月10日近畿財務局長に提出

#### (6) 訂正発行登録書

平成24年9月19日近畿財務局長に提出

平成24年12月21日近畿財務局長に提出

平成25年1月31日近畿財務局長に提出

#### (7) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成24年10月4日近畿財務局長に提出

平成25年2月7日近畿財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第3回ないし第9回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受け条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

なお、第3回ないし第7回社債は、機構により重疊的に債務引受けされております。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成25年6月28日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額又は売出価額の総額（百万円）	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注1)	平成21年2月26日	14,997	非上場
阪神高速道路株式会社第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成22年2月19日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成22年10月29日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成23年2月14日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	平成24年2月23日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年10月12日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年2月25日	25,000	非上場

(注1) 平成22年12月28日付けで機構により重畳的に債務引き受けされております。

(注2) 平成24年3月30日付けで機構により重畳的に債務引き受けられております。

(注3) 平成25年3月29日付けで機構により重畳的に債務引き受けられております。

(注4) 平成25年6月28日付けで機構により重畳的に債務引き受けられております。

## 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成25年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成25年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成 平成24年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。
- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| I 資本金                      | 5,255,124百万円 |
| 政府出資金                      | 3,884,479百万円 |
| 地方公共団体出資金                  | 1,370,645百万円 |
| II 資本剰余金                   | 844,982百万円   |
| 資本剰余金                      | 70百万円        |
| 日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金 | 850,932百万円   |
| 損益外除売却差額相当額                | △29百万円       |
| 損益外減価償却累計額                 | △3,929百万円    |
| 損益外減損損失累計額                 | △2,061百万円    |
| III 利益剰余金                  | 2,445,282百万円 |
| 純資産合計                      | 8,545,389百万円 |
- 機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。
- 機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。
- ⑥ 事業の内容
- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け  
(ii) 承継債務の返済（返済のための借り入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
  - (vi) 高速道路株式会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」を併せてご参照下さい。

### 第3 【指標等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成25年 6月12日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市田 龍 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市田 龍 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。